

統計法第33条の運用に関する事務処理要綱

制定 平成25年 7月 1日
生涯学習政策局長決定
科学技術・学術政策局長決定
改定 平成30年10月15日
改定 令和 元年 7月 9日
改定 令和 3年 4月 1日
改定 令和 3年10月 1日
改定 令和 6年 4月 1日
改定 令和 7年 3月14日

目 次

- 第1 目 的
- 第2 定 義
- 第3 調査票情報の提供の実施に際しての基本原則及び運用体制
- 第4 秘密保護及び適正管理の確保
- 第5 利用者に対する周知・情報提供
- 第6 事前相談への対応
- 第7 申出書の受付
- 第8 文部科学省による審査
- 第9 審査結果の通知
- 第10 依頼書等の提出
- 第11 調査票情報の提供
- 第12 調査票情報の利用後の措置
- 第13 調査票情報の不適切利用への対応
- 第14 提供状況の総務大臣への報告
- 第15 その他

第1 目 的

この事務処理要綱（以下「本要綱」という。）は、文部科学大臣が実施する統計調査について、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第33条及び第33条の2の規定に基づき統計調査の調査票情報を提供するに当たって、統一的な運用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定 義

1 調査票情報

本要綱において「調査票情報」とは、法第2条第11項に規定される情報とする。

2 ドキュメント

本要綱において「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報がどのような情報であることを示す情報をいう。例えば、データレイアウトフォーム、符号表等の調査票情報と結びつけて当該データを定義するために必要な情報、母集団推計を行うための集計用乗率、また、プログラム等公表された統計表を作成するために必要な情報等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、プログラム作成のために必要な仕様、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。

3 中間生成物

本要綱において「中間生成物」とは、集計段階等において結果表等の最終生成物が完成するまでに生成される入出力帳票、チェック済データ、マッチング済データ等、調査票情報を含んだ生成物をいう。

4 公的機関

本要綱において「公的機関」とは、法第2条第1項に規定される行政機関又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体をいう。

5 公的機関等

本要綱において「公的機関等」とは、上記4の「公的機関」、法第2条第2項に規定する独立行政法人等又は統計法施行規則（平成20年総務省令第145号。以下「規則」という。）第10条に規定する行政機関等に準ずる者をいう。

6 電子計算機

本要綱において「電子計算機」とは、サーバ、パーソナルコンピュータ等の情報処理機器及び入出力用等の周辺機器をいう。

7 中央電子計算機

本要綱において「中央電子計算機」とは、調査票情報の二次的利用に関するポータルサイト（以下「マイクロデータ利用ポータルサイト」という。）を通じた調査票情報の一元的な提供申出を可能とするとともに、申出の受付、審査その他の調査票情報の提供に係る一連の事務の処理及び調査票情報やこれに付帯するドキュメント等の管理を一元的に可能とする電子計算機をいう。

8 情報システム

本要綱において「情報システム」とは、統計調査の実施、集計又は保管等に使用する電子計算機処理、保管又は通信に係るシステムをいう。なお、ネットワークに接続しない端末、いわゆるスタンドアロンパーソナルコンピュータも含まれる。

9 オンサイト利用

本要綱において「オンサイト利用」とは、行政機関から調査票情報の提供を受けるに当たり、データの持ち出しができない仕組みや作業内容の監視システムなど高度な情報

安全性を備えることにより、その場所限りで機密性の高いデータの利活用を可能とする施設から、通信回線を経由して遠隔操作により中央電子計算機において調査票情報を利用する行為をいう。

10 リモートアクセス

本要綱において「リモートアクセス」とは、行政機関から調査票情報の提供を受けるに当たり、利用者の自宅や研究室等から、通信回線を経由して遠隔操作により中央電子計算機において調査票情報を利用する行為をいう。

第3 調査票情報の提供の実施に際しての基本原則及び運用体制

1 基本原則

法第33条第1項の規定に基づく調査票情報の提供は、同項第1号又は第2号に該当し、かつ、調査票情報の利用が報告者の秘密保護に欠けることがなく、法第42条及び第43条が確実に遵守されると認められる場合に行うものとする。

なお、法第33条の2第1項の規定に基づく調査票情報の提供は、オンサイト利用を前提として、法第37条の規定等に基づき、事務を独立行政法人統計センターに委託するものとする。

2 運用体制

法第33条に基づく調査票情報の提供の事務処理を行うに当たり、文部科学省内の対応を統一化し、併せて運用体制を明確にするため、文部科学省（施設等機関を含む。）が実施した調査の調査票情報の提供の依頼の申出をする者（以下「申出者」という。）に対する一元窓口機能及び調整機能を果たす組織として総合教育政策局参事官（調査企画担当）（以下「参事官（調査企画担当）」という。）を指定する。なお、共管統計調査の運用体制にあたっては、参事官（調査企画担当）が他府省との調整を事前に行う。

また、参事官（調査企画担当）は必要に応じて関係職員を構成員とする会議を随時開催することなどにより、文部科学省内における対応・意思の統一化を図る。

第4 秘密保護及び適正管理の確保

1 基本方針

統計調査に対する国民の信頼を確保する観点から、法第39条第1項及び規則第41条による調査票情報の適正管理に関する規定並びに法第41条による守秘義務に関する規定、また、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「管理ガイドライン」という。）等を踏まえ、調査票情報の適正管理に必要な措置を講ずるとともに、秘密の保護に万全を期すものとする。

また、調査票情報の提供に当たっては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）や統計委員会答申（平成30年12月17日付け統計委第16号）等を踏まえ、探索的・創造的な研究と個人や企業の情報保護の両立が可能なオンサイト利用の枠組みを最大限活用する。特に、法第33条の2第1項に基づく調査票情報の提供については、調査票情報のより厳格な管理に資する観点から、オンサイト利用を

前提とする^(注1)。

さらに、個人情報等の保護水準の向上や研究者等の場所の制約のない働き方を推進する観点から、リモートアクセスを併せて活用する。

(注1) 調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置を講ずるなど、規則第42条に規定されている調査票情報の物理的管理措置や技術的管理措置がオンサイト利用と同等と参事官（調査企画担当）が認める場合を除く。

2 調査票情報及びこれに付帯するドキュメントの保管・整備

調査票情報の提供に当たっては、調査票の原票又は電子化された調査票情報が利用に必要なドキュメントとともに適切に保管されている必要があるため、統計調査を所管する部署は、所管統計調査に係る統計の作成完了後、管理ガイドラインに基づき、調査票情報及びドキュメントの適正な保管等の措置を講ずる。また、調査票情報及びドキュメントの整備に当たっては、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）別紙4及び「調査票情報の円滑な二次的利用の確保に向けた調査票データ等の整備方針」（令和6年2月26日統計企画会議申合せ・統計基盤デジタル化推進会議申合せ）を踏まえ対応する。特にオンサイト利用に係る調査票情報のデータ形式はCSV形式が望ましい。

参事官（調査企画担当）は、申出者からの調査票情報の提供に関する相談対応や調査票情報の提供事務等に資するため、文部科学省内の調査票情報及びドキュメントの存在の有無・所在とその保管状況、各統計調査を所管する部署を把握し、調査票情報利用管理リストを作成する。なお、当該リストは、年1回以上更新する。

第5 利用者に対する周知・情報提供

申出者の利便性及び提供手続の透明性等を確保する観点から、本要綱をインターネット等により対外的に明らかにする。

第6 事前相談への対応

文部科学大臣が実施する統計調査の調査票情報の提供を受けることを検討している者は、参事官（調査企画担当）に事前相談を行う。参事官（調査企画担当）は、調査票情報の提供を受けることを検討している者から連絡・相談等があった場合、法第33条の趣旨、利用の制限（守秘義務、利用期間、提供可能な情報）、審査基準、適正管理義務等について説明を行うとともに、関連制度（法第32条、法第34条及び法第36条）と混同していない点等についても確認を行う。

また、当該申出にかかる提供に関する応諾可能性についても可能な限り確認を行うとともに、手続き等について不明な点がある場合には可能な限りその解消を行う。

なお、相談に当たっては、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じて行うものとする。ただし、地方公共団体における申出においては、参事官（調査企画担当）が直接相談に応じるものとする。

また、参事官（調査企画担当）は事前相談への対応に当たり、科学技術及び学術に係る統計調査については科学技術・学術政策局研究開発戦略課（以下「研究開発戦略課」という。）に協力を求める。

第7 申出書の受付

1 申出書の提出

調査票情報の提供の申出は、申出者又はその代理人が、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、文部科学大臣宛ての文書（以下「申出書」という。）をもって行うものとする。

なお、申出書は原則文部科学省が定める様式（様式第1号）とする。マイクロデータ利用ポータルサイトを通じて申出を行う場合には、下記2の申出書の記載事項を入力して送信することにより様式第1号別紙の提出に代えるものとする。

ただし、地方公共団体においては、事前に申出書（様式第1号）をもって行うものとする。

2 申出書の記載事項

（1）申出者の属性

以下に掲げる申出者の区分に応じて、当該申出者の氏名又は名称、連絡先等を記載する。

なお、規則第8条第1項第4号に規定する者の場合、公的機関と同様の内容を記載する。

- ・ 公的機関の場合、当該公的機関の名称、担当部局又は機関の名称、所在地及び連絡先（連絡担当者の所属、職名、氏名、電話番号及びe-mailアドレス）
- ・ 法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「法人等」という。）の場合、当該法人等の名称及び住所、代表者又は管理人の職名、氏名及び連絡先（連絡担当者の所属、職名、氏名、電話番号及びe-mailアドレス）
- ・ 個人の場合、当該個人の職業、所属、職名、氏名、生年月日、住所及び連絡先（電話番号及びe-mailアドレス）
- ・ 代理人によって申出を行う場合、当該代理人の職業、所属、職名、氏名、生年月日、住所及び連絡先（電話番号及びe-mailアドレス）

（2）調査票情報を特定するために必要な事項

① 統計調査の名称及び年次

文部科学省が提供可能としている調査票情報に係る統計調査の名称及び年次を記載する。

なお、複数の調査票や調査名により一つの統計調査を構成している場合、年次等によって統計調査の名称が異なる場合は、それが明確になるよう記載する。

また、提供可能とする調査票情報に係る統計調査は、原則として結果が公表済みのものとする。ただし、申出者が公的機関であり、申出者が法令の定める事務又は業務を遂行するために必要がある場合においては、結果が公表されていない統計調査を記載することができる（その場合、下記第8の3（3）に定める審査基準に基づき審査を行う。）。

② 利用する調査票情報の名称

統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成に利用する調査票情報の項目（利用する可能性があるものや制限変数として利用するものを含む。）が特定できるよう記載することとし、項目が多くなる場合には、適宜番号を付して列記する、一覧表形式で記載する等（注2）により、円滑な審査及び的確な項目の抽出が可能となるよう、分かりやすく記載する。

また、文部科学省が、調査票情報を基に加工して二次的に作成した項目（ウエイト等）についても必要に応じて記載する。

なお、調査対象の名称、住所・所在地等は原則として提供しないが、第8の3のウに定める公的機関等が統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成に利用する場合又は異なる統計調査の複数の調査票情報若しくは調査票情報と行政記録情報や民間情報等を結合しなければならない統計の作成若しくは統計的研究を行う場合、名称、住所、所在地等を利用する具体的な理由を明確に記載する。

（注2）「○年度から○年度までの▲△統計調査中の××を除く全ての項目」といった指定方法も可とする。

③ 地域

どの地域の調査票情報であるかを記載する。

同一の申出の中に複数の利用者が存在し、利用者によって、それぞれ使用する調査票情報の地域の範囲が異なる場合には、それが明確になるよう記載する。

なお、地域属性について複数の概念がある場合、〇〇市立、〇〇市に所在する等と適宜区分して記載する。

④ 属性的範囲

特定の属性的範囲（例えば、公立学校、特別支援学校（小学部）など）について利用する場合に記載する（この項目に記載のない場合には、属性的範囲に限定のないものとみなす。）。

（3）調査票情報の利用目的

調査票情報の利用目的、調査票情報を利用して作成する統計等の内容等について、以下の利用区分に応じて具体的に記載する。

なお、法第33条第1項第1号に該当する申出である場合、その利用目的は統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成に、法第33条第1項第2号に該当する申出である場合、その利用目的は統計の作成等にそれぞれ限定される。

（ア）法第33条第1項第1号の規定による統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成

① 統計の作成等の場合

調査票情報の利用目的及び調査票情報を利用して作成する統計等の内容を具体的に記載するとともに、統計の作成を行う場合の集計様式、統計的研究を行う場合の分析出力の様式等（イメージでも可）は、原則として全て添付する。

ただし、地方公共団体における統計の作成の場合、集計様式の添付を不要とする（集計様式の添付を省略する際も、上記のとおり作成する統計等の内容を具体的に記載すること）。また、分析出力の様式等の作成が困難な分析手法による場合、所要の審査が必要な範囲において、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等を具体的に記載することとして差し支えない。

また、調査票情報の利用期間については、原則として利用に必要な最小限の期間を記載する。ただし、地方公共団体における統計の作成の場合、調査票情報の利用期間を原則1年間とし、継続的な利用が見込まれる場合、利用期間の延長を行うことがあり得る旨を記載することとして差し支えない。

② 統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成の場合

調査票情報の利用目的とともに、調査票情報を利用して作成する調査対象名簿に係る統計調査その他の統計を作成するための調査の概要（調査の目的、調査対象地域、属性等）について記載する。

また、調査票情報の利用期間については、名簿の作成及び利用に必要な最小限の期間を記載する。

（イ）法第33条第1項第2号に基づく調査票情報の提供

① 公的機関等からの委託等又は競争的資金による調査研究の場合

i) 調査研究の名称

「○○に関する研究」など調査研究の名称を記載する。

ii) 調査研究の必要性

調査研究の必要性や意義、当該調査研究の有用性を説明する内容を記載する。

なお、当該調査研究に公的機関等による競争的資金（科学研究費助成事業（科研費）、厚生労働科学研究費補助金等）が交付・補助されている場合、当該資金の交付決定通知書等の写しを添付する。

iii) 調査研究の内容等

調査研究の具体的な内容、公的機関等からの委託内容若しくは公的機関等と共同する内容又は競争的資金の補助に係る内容、調査票情報を利用する方法及び作成予定の統計表の集計様式や分析出力の様式等（論文等において結果的に公表されない可能性があるものを含む。）について記載する。

また、統計の作成を行う場合の集計様式、統計的研究を行う場合の分析出力の様式等（イメージでも可）は、原則として全て添付する。ただし、分析出力の様式等の作成が困難な分析手法による場合で、かつ、文部科学省が認めるときは、所要の審査が必要な範囲において、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等を具体的に記載することとして差し支え

ない。

iv) 調査研究の実施期間及び調査票情報の利用期間

調査研究の研究スケジュール（当該調査研究の中で、実際に調査票情報を利用する期間、結果取りまとめ、公表時期等）、調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメントを返却する時期（リモートアクセスの場合、利用を終了する時期。年月日）を記載する。

また、調査票情報の利用期間は、その利用に必要最小限の期間とするが、利用目的からみて合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合は、利用期間を1年以上として差し支えない。

② 特別な事由がある場合

申出に係る統計の作成等が、政策の企画、立案、実施、評価等として有用であることが分かる内容又は特別な事由があることが分かる内容を記載する。

また、上記内容を証明するものとして、行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が文書名義人となり、政策の企画、立案、実施、評価等として有用である旨を記載した公文書を添付する。

(4) 成果の公表方法

成果の公表の有無を明らかにするとともに、公表する場合、発表予定の学会・大会の名称及び活動内容や掲載予定の学術誌、機関誌、専門誌など、調査研究等の成果を公表する方法及び予定の時期を記載する。

また、公表に当たっては、申出書に記載した秘匿措置を講ずるとともに、文部科学省所管の統計調査の調査票情報を利用して申出者が独自に集計等を行ったものである旨記載する。

(5) 調査票情報の利用場所及び適正管理措置の内容

調査票情報の利用場所（利用場所が複数にわたる場合はその全て）、利用環境、保管場所及び管理方法を具体的に記載する。なお、集計作業等を民間事業者等に委託する場合、委託先における調査票情報の利用場所、利用環境、保管場所及び管理方法も併せて記載する。

調査票情報を適正に管理するために必要な措置として講ずる内容については、規則第42条に規定された主体別適正管理措置（組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置、技術的管理措置及びその他の管理措置）の具体的内容を記載する。

なお、集計処理等を民間事業者に委託し、その利用又は保管が委託先となる場合も併せて措置の内容を記載する。

(6) 調査票情報の利用者の範囲

調査票情報を利用する全ての者について、その所属、職名、氏名等を記載するとともに、これらの者が規則第11条第2項に掲げる者に該当しない旨を記載す

る。ただし、組織による利用のため、申出時点において個別の利用者を特定できない場合、利用する組織をできるだけ限定的に記載し、利用者が明らかになった時点で速やかに追加する。

また、申出者は、公的機関等からの委託等又は競争的資金による調査研究や大学等に所属する教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究等の場合には、必要に応じて、利用者と当該調査研究との関係を明らかにする文書（競争的資金の交付決定通知書及び交付申請書の写し等）を添付する。なお、上記文書が添付できないときには、文部科学省において定めた様式第 13 号に基づく文書を添付することで、これに代替できるものとする。

このほか、調査票情報の利用に係る業務の一部を委託する場合又は調査票情報を利用して公的機関等と共同して研究を行う場合には、当該委託又は共同研究に係る契約書の写しを添付することとし、契約書のほかに、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の写しも添付する。なお、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できないときには、原則文部科学省において定める様式第 11 号による文書を添付することで、これに代替できるものとする。

さらに、調査票情報の利用に係る業務を委託する場合にあつては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ）に基づき、その委託契約に当たり、秘密保護の観点から、次の事項を契約書又は覚書等に明記する等適切な措置を講ずることとする。

- ・ 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ・ 秘密保持義務に関する事項
- ・ 適正管理義務に関する事項
- ・ 調査票情報の複写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- ・ 調査票情報の集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体等中間生成物の廃棄に関する事項
- ・ 業務の再委託の禁止に関する事項（文部科学省が業務の再委託を認める場合、業務の再委託の取り扱いに関する事項）
- ・ 調査票情報の監査業務の実施状況に関する事項（調査票情報の管理を含む。）
- ・ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ・ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

（７）調査票情報の提供方法及び年月日

調査票情報を記録した電磁的記録媒体を提供する場合、参事官（調査企画担当）における直接の受取又は郵送による送付のいずれかを記載する。

また、調査票情報の提供希望年月日（リモートアクセスの場合、利用開始希望日）を記載する。

（８）著作権の取扱い（名簿の作成の場合を除く。）

調査票情報の利用者は、調査票情報を利用して作成した統計等について、著作権を主張しない旨を記載する。

3 本人確認

(1) 申出者が個人である場合

参事官（調査企画担当）は、規則第8条第2項の規定に基づき、申出者及びその代理人に対して、申出の日において有効なこれらの者の「運転免許証」、「個人番号カード」（住民基本台帳カードを含む。）、「在留カード」、「特別永住者証明書」等の官公署が発行した本人確認書類の提示を求めることにより本人確認を実施する。

また、旧氏（その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。以下同じ。）で申出が行われる場合においては、旧氏が併記された本人確認書類の提示を求めるなどの方法により、本人確認を実施する。

なお、本人確認は、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、実施するものとする。

① 電子情報処理組織又は郵送により本人確認を実施する場合

申出者の氏名、生年月日及び住所を確認できる本人確認書類（写しも可）を2種類以上求め、本人確認を実施する。この場合、規則に規定された本人確認書類を2種類そろえることができない場合、住民票の写し（申出日前6月以内に作成されたもの）なども認めるものとする。

なお、代理人が電子情報処理組織又は郵送により本人確認を実施する場合も同様とする。

② 文部科学省に訪問して本人確認を実施する場合

申出者の氏名、生年月日及び住所が記載され、かつ、顔写真が付いた本人確認書類が提示された場合、申出書の内容と照合した上で、顔写真と申出者を比較し、本人に間違いがないことが確認されれば、当該書類の提示をもって本人確認とする。

一方、氏名、生年月日及び住所が記載されているが、顔写真が付いていない本人確認書類しかない場合又は顔写真が付いていても氏名、生年月日及び住所の全てを確認できない本人確認書類しかない場合、2種類以上の本人確認書類の提示を求め、氏名、生年月日及び住所の全てを確認する。

なお、必要に応じて、参事官（調査企画担当）において本人確認書類の複写を行い、申出書の関係書類として取り扱う。

(2) 申出者が法人等である場合

参事官（調査企画担当）は、規則第8条第2項の規定に基づき、法人等の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前6月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足る書類（法人等の名称、住所、代表者名等が記載され、官公署が発行した書類等）の提示又は提出を求めることにより本人確認を実施する。

また、必要に応じて、連絡担当者（参事官（調査企画担当））に訪問する者を含

む。)が当該法人等に所属することを示すものについても提示又は提出を求める。

なお、本人確認は、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、実施するものとする。

(3) 代理人による申出の場合

代理人の本人確認は、申出者と同様に行い、この場合の申出者の本人確認は、電子情報処理組織又は郵送により本人確認を実施する場合に準じるものとする。

また、代理人による申出の場合、代理権を証明する書面の提出を求める。

第8 文部科学省による審査

1 審査担当部署

審査は、原則として中央電子計算機を活用して行うものとし、参事官(調査企画担当)において適切な役割分担の下に一元的に実施する。ただし、地方公共団体における申出においては、統計調査を所管する部署が内容の審査を行い、形式的な審査については、教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計調査に関するものを参事官(調査企画担当)が、科学技術及び学術に係る統計調査に関するものを研究開発戦略課が行う。

2 申出書の受領と審査

申出書を受領した参事官(調査企画担当)又は研究開発戦略課において、形式的な審査を行うものとする。

なお、審査に当たっては、対応の統一性を確保する観点から文部科学省が定めた様式(様式第12号)に基づき審査票を作成する等して審査する。

3 申出に対する基本的審査基準

調査票情報の提供に当たっては、法第33条第1項の要件に該当するとともに、調査票情報の利用に際して、調査対象等の秘密保護に欠けることがなく、法第42条及び第43条が確実に遵守されると認められることが必要である。

また、調査票情報の利用については、次のアからウまでのいずれかであることが必要であり(ただし、ウの利用は法第33条第1項第1号に該当する場合のみ可能)、個々の申出については、申出書の事項ごとに以下(1)の個別の審査基準に基づき審査し、承諾の可否を決定する。

ア 統計の作成目的であること

「統計の作成」とは、その統計調査が本来作成を予定していた統計以外の統計を作成することを意味する。

複数の調査票情報を接続するために中間的に調査票情報のうち数量化になじまない情報(法人の名称など)を利用し、最終的に「統計の作成」を行う場合については、当該数量化になじまない情報の利用についても「統計の作成」目的に含まれる。(注3)

また、調査票情報の内容を他の配布前の調査票にプレプリントする利用については、プレプリントにより実施した統計調査により、最終的に「統計の作成」となるため、当該利用についても「統計の作成」目的に含まれる。

(注3) 例えば、学校基本調査票情報の「学校名」、「教員数」等と科学技術研究調査票情報の「大学等の名称(学校名)」、「研究費」等を接続するため、両調査票情報に共通する項目である「学校名」をキーとして双方のデータをマッチングして、「教員数」と「研究費」に関する統計を作成する場合、「学校名」そのものは集計の対象とはされないものの、「学校名」によって「教員数」と「研究費」に関する統計が作成されるため、「統計の作成」に包含されるものである。

イ 統計的研究目的であること

「統計的研究」とは、調査票情報を利用して行う統計的手法による研究を意味する。

例えば、集団の傾向等を分析し、統計の誤差の評価を行い、統計調査の計画に関する改善案を取りまとめる研究や、集団の傾向等の把握のために回帰分析^(注4)を行って回帰式を推定する研究等が本区分に該当する。

なお、個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究などは含まれない。

(注4) 「回帰分析(Regression analysis)」とは、家計の収入と支出のように一方の変数が他方の変数の決定要因又は説明要因と考えられるとき、最小2乗法によって回帰式を推計し、両変数の関係进行分析することをいう。また、説明要因と考えられる変数が2つ以上あると考えられるとき、同様の方法で3つ以上の変数の関係进行分析することを重回帰分析という。なお、説明変数と考えられる変数や回帰式の形を選定したり、取捨選択することも、回帰分析や重回帰分析の一環である。

ウ 統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成目的であること

作成する名簿は、書面、電磁的記録等その媒体、形式を問わない。当該名簿は公的機関等が実施する「統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成」のみに用いられることを要する。

「統計調査その他の統計を作成するための調査」には、法第2条第5項に規定する「統計調査」のほか、統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し意識等の報告を求めることにより行う調査(いわゆる意識調査や世論調査等)についても含まれる。

また、作成した名簿の内容を配布前の調査票にプレプリントする場合であって、当該プレプリントした事項が統計の作成に利用しない事項のみからなるときは(例えば、企業名と住所の宛名情報だけの場合)、本目的に含まれる。

なお、「統計調査その他の統計を作成するための調査」以外の別の目的で利用される名簿を作成することは認められない。

(1) 個別の審査基準

① 法第33条第1項第1号に該当する申出の場合

調査票情報の利用目的が、上記のアからウまでのいずれかであることが必要であるとともに、申出者の名義人が公的機関等の長であることが必要である。

また、当該調査票情報を利用して行う統計の作成等又は統計調査その他統計を作成するための調査に係る名簿の作成が、申出を行う組織又は法人の活動にとって必要不可欠であることを示す原則文部科学省において定める書類(様式第2号)が添付(公的機関が申出する場合を除く。)されており、当該利用が個人の利用ではなく当該組織として必要であると認められることが必要であ

る。

② 法第 33 条第 1 項第 2 号に該当する申出の場合

調査票情報の利用場所が日本国内であり、その利用目的が、前述のア又はイのいずれかであることが必要であるとともに、規則第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当することを外形的に確認するため、それを証明する、次の i) 又は ii) の文書が添付されていることが必要である。

i) 規則第 11 条第 1 項第 1 号又は第 2 号該当の場合

委託研究、共同研究又は補助の関係を示す文書の写し及び調査研究等の概要に関する資料

ii) 規則第 11 条第 1 項第 3 号該当の場合

行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が文書名義人となり、政策の企画、立案、実施、評価等（推進、調整といった行政上の作用を含むもの）として有用である旨を記載した公文書又は公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有するものとして特別の事由があることについて記載した公文書

(2) 調査票情報の利用者の範囲

① 法第 33 条第 1 項第 1 号に該当する申出の場合

法第 33 条第 1 項第 1 号に該当する申出の場合、申出を行った公的機関等はその利用を認めるものであり、当該公的機関等に所属する個人のための利用を認めるものではないことから、調査票情報の利用者は、職務に関して必要最小限の範囲とすることが必要である。

また、調査票情報を利用して行う統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成が、申出を行う組織又は法人の活動にとって必要不可欠であることを示す書類が添付されていることが必要である（公的機関が申出を行う場合を除く。）。

さらに、調査票情報の集計処理等を外部に委託する場合、規則第 42 条第 1 項に規定する受託者における調査票情報の適正管理措置についての必要な確認を行うこと及び受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと、規則第 42 条第 3 項に規定する調査票情報の適正管理措置が確実に講じられることが必要であり、委託契約書、秘密保護に関する覚書等により確認することが必要である。

② 法第 33 条第 1 項第 2 号に該当する申出の場合

法第 33 条第 1 項第 2 号に該当する申出の場合、上記①に該当する者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、規則第 11 条に規定する統計の作成等を行う者であるため、申出者は、法人等や個人のいずれにも限定されないこととなる。

このため、法人等が組織として申出を行う場合、当該法人等を申出者として、調査票情報の利用者は、統計の作成等に関して必要最小限の範囲とすることが必要である。

また、研究者等が個人として申出を行う場合、当該個人を申出者とし、複数の個人による申出の場合、その代表者を申出者とする。

なお、学生（大学院生を含む。）は原則として認められない。ただし、公的機関等からの委託等又は競争的資金を受けて行う調査研究等において、当該学生が研究者として明らかにされているような場合に限って利用が認められる。

このほか、利用者が規則第 11 条第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる者（欠格事由）に該当する場合は認められない。

（３）利用する調査票情報の名称及び範囲

利用する調査事項（調査票情報）について、利用目的のほか、集計様式や分析出力様式等に照らし、不要なものが含まれていないことを客観的・外形的に判断する。また、集計様式が既に公表されている集計結果から作成できない場合であることが必要である。

ただし、地方公共団体における統計の作成の場合、集計様式の提示を省略し、利用目的から判断して、明らかに不要とされる場合を除き柔軟に対応することができる。

なお、継続的に行われている将来実施予定の統計調査についての申請であって、合理的な理由かつ当該申請内容で将来提供することに支障がないことが認められる場合に限り、３年以内の範囲で複数年分の申請を認めることができる。

また、調査対象の名称、所在地等は、原則として提供しないが、①公的機関等が統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成に利用する場合、②複数の調査票情報、他の行政記録情報や民間の情報等を結合しなければできない統計の作成又は統計的研究を行う場合であって、集計処理過程でマッチングのために使用し、マッチング処理完了後に名称、所在地等の情報が破棄される場合は提供しても差し支えない。

上記のほか、調査結果が公表されていない統計調査の調査票情報については、当該調査結果に係る調査票情報の審査が完了している場合であって、公的機関が法令の定める事務を遂行するため必要不可欠（公衆衛生上の重大な危害、経済事情の急激な変動などの緊急事態に対応する場合を含む。）であると認められ、かつ、当該調査票情報を利用して作成した統計又は行った統計的研究の成果の公表が原則として当該調査結果の公表後に行われる場合に限って、提供することができる。

（４）公表の方法

調査票情報の利用者は、調査票情報を利用して行った調査研究の成果等について、原則としてインターネットの利用その他の適切な方法（学会発表、学術雑誌掲載等を含む。）により自ら公表することが必要であり、公表しない場合、その理由が妥当なものであることが必要である。

また、当該公表に当たっては、個々の調査対象に関する事項が特定又は類推されないよう申出書に記載した秘匿措置を講ずることが必要であるとともに、例えば、「文部科学省の「〇〇統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。」など当該調査の所管府省及び提供を受けた統計調査の調査票情報を利用した旨（出典）を明記することが必要である。

（５）調査票情報の利用場所及び適正管理措置の内容

申出者の区分に応じて、次の（ア）から（オ）までに掲げる適正管理措置のカテゴリーに掲げられた要件を全て満たすことが必要である。

また、集計処理等について委託を行う場合であって、調査票情報の利用又は保管が委託先で行われる場合についても同様であり、委託契約書等において確認することが必要である。

（ア）組織的管理措置（公的機関等又は法人等の場合）

① 調査票情報の適正管理に係る基本方針を定めること（公的機関等を除く。）

当該基本方針では、調査票情報の適正管理に関する考え方を示すとともに、関係法令や規程等を遵守するなどの内容とすることが必要である。

なお、当該基本方針は、添付書類として提出を求めることを原則とする。

② 調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること

調査票情報を取り扱う者を明確にした上で、適正管理に関する責任者（以下「管理責任者」という。）を配置するとともに、当該情報を取り扱う権限及び責務並びに業務について、原則文部科学省が定める調査票情報に係る管理簿（様式第 10 号）に記載するなど、その明確化を図ることが必要である。

③ 調査票情報に係る管理簿を整備すること

提供を受けた調査票情報の名称、年次、ファイル数、利用期間（返却期限）、保管場所、調査票情報を取り扱う者の範囲、管理責任者等を記載した調査票情報に係る管理簿（様式第 10 号）を整備することが必要である。

④ 調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと

組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置及び技術的管理措置の内容を盛り込んだ規程を策定（既存の規程においてこれらの要素が含まれる場合、これを準用することも可能とする。）し、調査票情報を取り扱う者に周知徹底するとともに、当該規程の実施状況等について、適宜、把握・分析の上で評価し、必要な改善策を講ずることが必要である。

なお、当該規程は、添付書類として提出を求めることを原則とする。

⑤ 調査票情報を取り扱う者以外の者が、調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと

第三者機関や内部の情報セキュリティ担当部署等調査票情報を取り扱う者

以外の者が、調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認や調査票情報の管理状況の点検を行うなどの監査が行われることが必要である。

⑥ 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること

調査票情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又はその兆候を把握した場合、直ちに組織として状況を把握し、被害拡大の防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措置を講ずるとともに、参事官（調査企画担当）への報告を迅速かつ適切に行い得るよう、当該組織内に必要な体制を整備することが必要である。

（イ）人的管理措置（公的機関等又は法人等の場合）

① 申出者が法人等の場合、調査票情報を取り扱う者が次のいずれにも該当しない者であることを確認すること

- ・ 法若しくは個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ・ 調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか又は関係法令の規定に反した等の理由により調査票情報を取り扱うことが不適切であると参事官（調査企画担当）が認めた者

② 調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと

調査票情報の適正な取扱いに関する法令の理解と遵守の徹底が図られるよう当該情報を取り扱う者に対して関係法令や規程等の内容、研究倫理等について、適切な教育及び訓練を行うことが必要である。

なお、研究倫理に関する教育については、例えば、国立研究開発法人科学技術振興機構や独立行政法人日本学術振興会等における研究倫理教育に関する教材の活用、研究機関等における研究倫理教育の受講などが想定される。

（ウ）物理的管理措置

① 調査票情報を取り扱う区域を特定すること及び当該区域への立入りの制限をするための措置を講ずること

調査票情報の利用場所については、当該情報が持ち出されないよう施錠可能な物理的な場所（日本国内）に限定されるとともに、当該情報の利用時に利用場所に存在する者が制限される又は何らかの確認行為が行われるなど、利用場所への入退室管理を行うことが必要である。リモートアクセスの場合も同様の措置が必要である。

② 調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること

調査票情報が限定された電磁的記録媒体に格納され、当該媒体が施錠可能なキャビネット等に保管されること、また、調査票情報を利用する電子計算機については、ワイヤー等によって固定されること、さらに、利用場所から調査票情報が取り外し可能な外部記録装置等に転送されるなどにより不正に持ち出されないこと等の保安対策を講ずることが必要である。

③ 調査票情報を削除し、又は当該情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと

調査票情報の利用期間終了までに調査票情報及び集計作業等によって生成される中間生成物を削除する場合、専用ツールを用いるなどにより第三者が復元できない手段で行うことが必要である。

また、調査票情報、当該情報の利用に必要なドキュメント及び中間生成物が記録された機器、電磁的記録媒体等を廃棄する場合も物理的な破壊など当該機器等に記録されている調査票情報、当該情報の利用に必要なドキュメント及び中間生成物を復元することができない手段で行うことが必要である。

さらに、これらの情報の削除や機器等の廃棄を行った場合には、その記録(削除日又は廃棄日及びその内容)を保存しておくことが必要である。

(エ) 技術的管理措置

① 調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること

調査票情報を利用する情報システムに識別及び主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策を図るなど、利用者以外の者が調査票情報及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできないよう制御された情報システムの環境であることが必要である。

② 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること

調査票情報を利用する情報システムにコンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策など不正アクセス行為を防止するための措置を講ずることが必要である。

③ 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること

外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機を利用する場合(リモートアクセスの場合を除く。)、オフラインで集計作業等を行い、作業後は当該電子計算機に調査票情報及び中間生成物は残留させない、ダウンロードやアップロードの監視を行うなど、調査票情報の漏えい等を防止するための措置を講ずることが必要である。

また、リモートアクセスの場合には、情報セキュリティ対策の状況が定かではない又は不十分なネットワークを利用しない、通信の暗号化や通信の際のなりすましを防止するための措置など、調査票情報の漏えい等を防止するための措置を講ずることが必要である。

(オ) その他の管理措置

- ① 調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずべき当該調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと

調査票情報の取扱いに関する業務を委託するに当たっては、第7の2の(6)に掲げるとおり、善良なる管理者の注意義務に関する事項、秘密保持義務に関する事項等を契約書又は覚書等に明記する等適切な措置を講ずることが必要である。

- ② 上記①の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと

申出者と受託者との間において、再委託の禁止（文部科学省が業務の再委託を認めた場合を除く。）、定期的な報告、立入検査の実施等をあらかじめ定めるとともに、これを適切かつ的確に実施することが必要である。

- ③ 調査票情報の提供を受けた者が調査票情報の適正管理に関して相当の経験を有するか又はそれと同等以上の能力を備えること（公的機関等又は法人等以外の者の場合に限る。）

過去に調査票情報の提供を受け、当該情報を適正に管理しつつ統計の作成等を行った経験を有する者や調査票情報以外の個別情報（匿名データ等）を適正に管理しつつ研究分析等を行った経験を有する者など、過去の取扱実績等に鑑み、参事官（調査企画担当）において適当と判断される者であることが必要である。

- ④ 調査票情報に係る管理簿を整備すること（公的機関等又は法人等以外の者の場合に限る。）

上記（ア）の③と同様。

- ⑤ 調査票情報の提供を受けた者以外の者が、調査票情報の提供を受けた者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと（公的機関等又は法人等以外の者の場合に限る。）

第三者機関や所属する組織の情報セキュリティ担当部署等調査票情報の提供を受けた者以外の者が、調査票情報の提供を受けた者による自己点検の適正性の確認や調査票情報の管理状況の点検を行うなどの監査が行われることが必要である。

- ⑥ 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における処理の手順をあらかじめ

め定めること（公的機関等又は法人等以外の者の場合に限る。）

調査票情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又はその兆候を把握した場合、直ちに状況を把握し、被害拡大の防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措置を講ずるとともに、参事官（調査企画担当）への報告を迅速かつ適切に行うために、処理の手順をあらかじめ定めることが必要である。

（力）調査票情報の利用期間

研究等の期間に照らして、適切な期間であることが必要であり、調査票情報を返却する時期（リモートアクセスの場合、利用を終了する時期）が明確になっていることが必要である。

ただし、地方公共団体における統計の作成の場合、調査票情報の利用期間を原則1年間とし、継続的な利用が見込まれる場合に1年ごとに更新手続（届出）を行うことを条件に最長5年間の利用（4回の延長届出）を認めることができることとする。

（キ）調査票情報の提供方法

統計調査を所管する部署が実際に提供可能な電磁的記録媒体や方法であることが必要である。

また、調査票情報を記録した電磁的記録媒体を提供する場合、参事官（調査企画担当）での直接の受取又は郵送による送付のいずれも可能であるが、申出者又は代理人の本人確認を実施した上で、当該本人に確実に提供されることが必要である。

（ク）著作権

調査票情報の利用者は、調査票情報を利用して作成した統計等について、著作権を主張しないと明記されていることが必要である。

第9 審査結果の通知

審査結果の通知に当たっては、以下の事項に基づいて行う。

（1）申出を承諾する場合

参事官（調査企画担当）は申出者に対し、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、承諾通知書（様式第3号）により通知する。

また、依頼書（様式第5号）、原則文部科学省が定める様式による誓約書（様式第6号）及び利用規約を送付又はこれらの様式を入手することが可能なホームページアドレスを連絡する。

（2）申出を承諾しない場合

参事官（調査企画担当）は申出者に対し、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、不承諾通知書（様式第4号）（調査票情報を提供しない理由を含む。）により通知する。

第 10 依頼書等の提出

申出が承諾された申出者は、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、依頼書（様式第 5 号）及び利用規約の内容を利用者全員が遵守する旨を記載した誓約書（様式第 6 号）を提出する。

なお、遵守内容が書類上明確となるよう利用規約及び誓約書は一体として提出する。

第 11 調査票情報の提供

1 調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメント等の提供

依頼書の受領後、申出書により記載された方法により、調査票情報及び当該調査票情報の利用に必要なドキュメントの提供を行う。また、リモートアクセスの場合利用者 ID やパスワード等の提供を行う。

また、調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメントの提供方法は、郵送の場合、申出者本人が確実に受け取ることができる郵便サービスを用いるものとする。加えて、電磁的記録媒体による情報の提供に当たっては、情報漏えい防止の観点から、未使用品の使用、暗号化やパスワードの付与など必要な措置を講ずる。

なお、提供の際には、調査票情報の提供を受ける者に対し、法第 42 条第 1 項の適用を受けて調査票情報を適正に管理する義務を負うこと、法第 43 条の適用を受け守秘義務が課せられること並びに法第 57 条第 1 項第 3 号及び法第 59 条第 2 項の罰則の適用があることを伝達する。

2 調査票情報の提供を受けた者の氏名等の公表

調査票情報を提供したとき（法第 33 条第 1 項第 1 号による場合を除く。）は、同条第 2 項及び規則第 12 条等の規定に基づき、当該調査票情報の提供後 1 月以内に、依頼書に記載された次に掲げる事項をマイクロデータ利用ポータルサイトへの掲載により公表する。

（１）調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称

申出者が個人の場合、調査票情報の提供を受けた者全員の氏名を、法人等の場合、当該法人等の名称を公表する。

（２）提供した調査票情報に係る統計調査の名称

統計調査の名称を公表する。

（３）調査票情報を提供した年月日

調査票情報を記録した電磁的記録媒体を参事官（調査企画担当）で直接受渡しを行った場合は当該受渡日、郵送により送付した場合は当該媒体の受取日をそれぞれ公表する。

また、リモートアクセスの場合、利用者 ID やパスワード等の通知を受けた日を公表する。

(4) 調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属等

調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属その他の当該者に関する情報であって、参事官（調査企画担当）が調査票情報の提供をすることが適当と認めた理由を構成する事項のうち必要と認める事項として、当該者の所属及び職名を公表することを原則とする。

ただし、当該事項の公表が困難な場合、職業等のその他の事項（例えば、退官した大学教授の場合、名誉教授又は元大学教授など）を公表する。

(5) 調査票情報の利用目的

調査研究の名称や高等教育の内容など、提供要件の区分に応じてその内容が明らかとなるよう簡潔に整理した利用目的を公表する。

3 承諾内容に変更が生じる場合の取扱い

(1) 基本原則

調査票情報の提供後に申出書や依頼書等に記載された事項に変更が生じる旨申出者から連絡があった場合、原則として改めて申出を必要とする運用を行う。ただし、承諾を受けた利用目的や利用要件（調査票情報の利用期間を除く。以下同じ。）の範囲内で、利用者や調査票情報の追加、利用期間の延長等が生じたこととなった場合、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、申出書の記載事項変更申出書（以下「変更申出書」という。）の提出により申出内容の変更を可能とする。変更申出書は、原則文部科学省において定める様式（様式第7号）とする。

なお、申出者の組織名や役職名の変更、人事異動や体制変更に伴う担当者の追加・変更（申出者が公的機関等又は法人等の場合）、地方公共団体が統計を作成する場合の利用期間の更新など、形式的又は軽微な変更の場合、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ、所属等変更届出書等の適切な方法による連絡によって確認を行うものとする。所属等変更届出書は、原則文部科学省において定める様式（様式第8号）とする。

(2) 提供要件を引き続き満たす変更の場合

(ア) 利用者の変更

申出者は、利用者の追加、交代又は除外が生じる場合、変更申出書により変更手続きを行い、参事官（調査企画担当）は、追加等の理由が妥当かどうか第8に照らして審査を行い、その結果を第9の取扱いに準じて申出者に通知する（様式第7-1号及び7-2号）。ただし、公的機関等又は法人等による申出であって、当該公的機関等若しくは法人等の職員の変更又は当該公的機関等若しくは法人等から委託を受けた民間事業者等（当初の申出において承諾を得ている場合に限る。）の職員の変更である場合、所属等変更届出書による連絡で差し支えない。

また、上記通知後、変更が認められる場合、依頼書及び誓約書（追加又は交代の者のみ）の提出をもって調査票情報の提供を行う。

(イ) 調査票情報の追加

申出者は、直接の利用目的に変更はないが、提供を受けていない同一年次の調査票情報や同一調査の年次の追加など、新たな調査票情報の提供を受ける必要が生じた場合、追加が必要な理由、統計表の様式等を記載した変更申出書により変更手続を行う。

参事官（調査企画担当）は、追加理由等が妥当かどうか第8や次の基準に照らして審査を行い、その結果を第9の取扱いに準じて申出者に通知する（様式第7-1号及び7-2号）。

- ・ 調査票情報を追加することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ・ 利用目的や利用要件に変更がないこと。

また、上記通知後、追加が認められる場合、依頼書の提出をもって新たな調査票情報の提供を行う。

(ウ) 利用期間の延長

申出者は、やむを得ない合理的な理由により利用期間の延長を希望する場合、延長が必要な理由、希望する必要最低限の延長期間等を記載した変更申出書により変更手続を行う。ただし、地方公共団体における統計の作成の場合であって、あらかじめ利用期間を延長することが一定の手続により認められている場合を除くものとする。

参事官（調査企画担当）は、延長理由等が妥当かどうか第8や次の基準に照らして審査を行い、その結果を第9の取扱いに準じて申出者に通知する（様式第7-1号及び7-2号）。

- ・ 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ・ 利用目的や利用要件に変更がないこと。
- ・ 延長理由から判断して、延長期間が最低限度に限られていること。
- ・ 提供を承諾してから初回の延長申出であること。

なお、延長が認められる場合、報告書及び調査票情報に係る管理簿の提出時期も併せて延長を認めることができるものとする。

(エ) その他の変更

申出者は、やむを得ない合理的な理由により調査票情報の利用場所、利用環境等、新たに審査を必要とする変更が生じる場合、変更申出書により変更手続きを行う。

参事官（調査企画担当）は、変更の内容及び理由について第8の基準に照らして審査を行い、その結果を第9の取扱いに準じて申出者に通知する（様式第7-1号及び7-2号）。

(3) 提供要件を満たさない変更の場合

記載事項に変更が生じ、提供要件を満たさない変更となった場合（例えば、文部科学省科学研究費補助金の対象から外れた場合等）、速やかに下記第 12 の調査票情報の利用後の措置を講ずる。

4 監査

参事官（調査企画担当）は、調査票情報に関する秘密の保護の徹底を図る観点から、必要に応じ、職員の派遣、定期的な利用実績の報告、モニタリング等により調査票情報の利用状況について監査を行う。

第 12 調査票情報の利用後の措置

1 調査票情報の返却等

申出者は、調査票情報の利用期間終了（返却期限）までに、集計等のためにハードディスク等の記録装置に保存又は紙媒体等に出力した調査票情報及び中間生成物を復元できないように消去又は裁断する（リモートアクセスの場合を除く。）。ただし、調査票情報を再度利用することが予定されている場合であって、再度利用の際の名寄せによるマッチング等の作業を効率化するなど相当の理由がある場合、文書により参事官（調査企画担当）の了承を得た上で、調査票情報を特定するキーコード（参事官（調査企画担当）が割り振った一連番号などであって、調査対象者が報告を行っていない情報）のみをマッチングキーとして保管することができる。

また、申出者は、法第 33 条第 3 項及び規則第 14 条の規定に基づき、調査票情報を利用して作成した統計又は行った統計的研究の成果を遅滞なく参事官（調査企画担当）に提出する。その際、調査票情報の利用後の報告書（様式第 9 号）及び調査票情報に係る管理簿（様式第 10 号）を併せて提出するとともに、提供を受けた媒体等についても、書留（送料は申出者の負担）による送付又は参事官（調査企画担当）での直接の受渡しのいずれかにより返却を行う（法第 33 条第 1 項第 1 号の申出についても、上記取扱いに準ずるものとし、報告書については、様式第 9 号を活用する）。

なお、調査票情報を利用して作成した統計及び行った統計的研究の成果並びに報告書は、電磁的記録をもって作成し、原則としてマイクロデータ利用ポータルサイトを通じ参事官（調査企画担当）に提出する。

2 研究成果等の公表

（１）参事官（調査企画担当）に提出された統計等の公表

参事官（調査企画担当）は、法第 33 条第 4 項並びに規則第 15 条及び第 16 条の規定に基づき、統計等の提出を受けた日から原則として 3 月以内に、調査票情報を提供した際に公表した事項（上記第 11 の 2 参照）に加え、報告書に記載された次のアからウまでに掲げる事項をマイクロデータ利用ポータルサイトへの掲載により公表する。

なお、当該公表に当たっては、利用者における学術論文の発表時期や学術雑誌等への掲載時期等との関係に留意し、利用者の権利利益を害することがないように取り扱う。

ア 提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要

上記 1 により提出された統計又は統計的研究の成果を公表することを原則とするが、提出された統計のファイル数が膨大、統計的研究の成果が偏見を助長するおそれがあるなど、提出された統計等をそのまま公表することが適当でないと判断される場合には、その概要を公表することとして差し支えない。

イ 統計又は統計的研究の成果に関連する事項

統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した調査票情報に係る統計調査の名称、年次、当該調査票情報の地域の範囲（統計の作成等に係る地域区分）その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項を公表する。

また、統計の作成の方法又は統計的研究の方法の確認をするために、参事官（調査企画担当）が特に必要と認める事項を公表する。具体的な事項としては、提供を受けた調査票情報による推計手法や分析手法など当該統計の作成等を再現するために必要な情報の提供を求め、これを公表することなどが想定される。

ウ 統計又は統計的研究の成果の公表状況

提出された統計又は統計的研究の成果の全部又は一部が学術研究の成果等として学術雑誌等に掲載され又は掲載されることが予定されている場合、当該学術雑誌等の名称及び掲載年月日を公表する。

（２）申出者における研究成果等の公表

（ア）成果の公表

申出者は、原則として、調査票情報を利用して作成した統計又は行った統計的研究の成果を申出書に記載した方法及び公表時期に基づき公表する。

また、当該公表に当たっては、申出書に記載した秘匿措置を講ずるとともに、文部科学省の特定の調査票情報を利用して申出者が独自に集計等を行ったものである旨明記し、文部科学省が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。

なお、申出時点では、学術雑誌への投稿等を予定していたが、調査票情報の利用期間終了時点において、論文審査中であることなどの理由により、申出書に記載した公表方法を履行することができない場合、報告書に今後の予定（見通し）を記載するとともに、公表方法が明らかになり次第、改めて参事官（調査企画担当）に連絡する。

（イ）成果が公表できない場合の取扱い

申出者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等により研究成果を公表することができない場合（法第 33 条第 1 項第 1 号の場合を除く。）、研究等の状況の概要及び公表できない理由を報告書により参事官（調査企画担当）に報告する。

第 13 調査票情報の不適切利用への対応

1 基本的な考え方

調査票情報の提供を受けた者は、法第 42 条第 1 項、第 43 条第 1 項及び第 43 条第 2 項の規定に基づき、それぞれ適正管理義務、守秘義務及び目的外利用の禁止が課されており、守秘義務については、法第 43 条第 1 項に違反した場合、法第 57 条第 1 項第 3 号又は第 59 条第 2 項の規定に基づき、それぞれ罰則が適用される。

2 不適切利用の類型及び取扱い

次のような法令又は契約違反その他の制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある利用者の行為に対して、速やかには是正措置を講ずるよう指導するとともに、法に基づく罰則の適用を検討することに加え、当該行為の内容に応じて再発防止策や一定期間の利用停止等の必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 承諾された利用環境以外の下で調査票情報の利用を行うこと（1 か月以上 9 か月以内の提供禁止）
- ・ 調査票情報を紛失すること（1 か月以上 9 か月以内の提供禁止）
- ・ 調査票情報の内容を漏えいすること（1 か月以上 12 か月以内の提供禁止）
- ・ 承諾された利用目的以外の利用を行うこと（1 か月以上 12 か月以内の提供禁止）
- ・ 期限までに調査票情報の返却等を行わないこと（返却が行われるまで他の調査票情報の提供禁止及び返却日以降、返却の遅延期間を勘案した一定期間の提供禁止）
- ・ 正当な理由なく作成した統計若しくは行った統計的研究の成果、報告書又は調査票情報に係る管理簿を提出しないこと（当該行為の内容を勘案した一定期間の提供禁止）
- ・ 正当な理由なく作成した統計又は行った統計的研究の成果を公表しないこと（当該行為の内容を勘案した一定期間の提供禁止）
- ・ 上記に掲げるもののほか、法令違反又は契約違反その他の制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある行為を行うこと（上記を参考に当該行為の内容に応じた提供禁止）

3 他の調査票情報の二次的利用との連携

法第34条第 1 項に基づく委託による統計の作成等及び法第36条第 1 項に基づく匿名データの提供において、法令又は契約違反により一定期間の利用停止等の措置が講じられている場合、同様の期間、当該措置が講じられている者に対して調査票情報の提供を行わないものとする。

4 公益通報者保護法との関係

法は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の適用対象とされており、法に違反する行為を労働者が通報した場合、同法に基づき、当該労働者は解雇等の不利益な取り扱いから保護されること等が規定されている。

文部科学省は、公益通報者保護法、関連するガイドライン等に基づいて、内規の整備、受付窓口の整備等、適切な措置を講ずる。

第14 提供状況の総務大臣への報告

文部科学大臣は、法第 55 条に基づく総務大臣からの求めに応じ、調査票情報の提供情報を取りまとめ、総務省に報告する。

第15 その他

オンライン利用に係る法第 33 条及び第 33 条の 2 の規定に基づく文部科学省所管統計調査の調査票情報の提供に関する事務処理は、独立行政法人統計センターに全部委託する。

この場合における当該事務処理は、本要綱によらず、独立行政法人統計センターの定めるところによる。

附 則

この事務処理要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 15 日改定）

この事務処理要綱の改定は、平成 30 年 10 月 16 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 9 日改定）

この事務処理要綱の改定は、令和元年 7 月 9 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日改定）

この事務処理要綱の改定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

本要綱の施行後に従前の様式で申出等があったものについては、令和 4 年 3 月 31 日までの申出等に限り、別添様式で申出等があったものとみなす。

附 則（令和 3 年 10 月 1 日改定）

この事務処理要綱の改定は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日改定）

この事務処理要綱の改定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 14 日改定）

この事務処理要綱の改定は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。